

離婚届（裁判離婚）記入例

- ・届出できるところ……夫婦の本籍地または届出人の所在地
- ・必要なもの……調停調書の謄本、和解→和解調書の謄本、認諾→認諾調書の謄本、審判・判決→審判書又は判決の謄本+確定証明書。戸籍謄本（本籍地の役所に届出する場合は不要）
- ・届書を持参された方の本人確認をしますので、運転免許証、パスポートなどをお持ちください。
- 【その他】・引き続き、離婚前の氏を名乗る場合は、離婚届と同時又は3か月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届（戸77条の2項の届）の提出が必要です。
- ・離婚により戸籍を移し母（または父）の戸籍に子を入籍させるには家庭裁判所の許可を得たうえで母（または父）の氏を称する「入籍届」が必要です。

①裁判確定日から10日以内に申立人が届出してください。
10日を経過した場合は簡易裁判所宛の戸籍届出期間経過書（理由書）を書いていただきます。
申立人が10日以内に届出しないときや死亡、行方不明のときは、相手方から届出することができます。

②調書等で日付を確認のうえ、記入してください。

③もとの戸籍にもどるか新しい戸籍をつくるか決めます。
もどる戸籍が除籍になっている場合は、もどれません。
新本籍をつくる場合の筆頭者の氏名は、変更後の氏・ふりがなを記入してください。
申立人でない人が届出する場合は、原則、婚姻前の戸籍に戻ります。
新しい戸籍をつくる希望がある場合は、「その他欄」に下記のとおり記入してください。
「新戸籍の編製の申出をします。新本籍〇県〇市〇町〇番地 弥彦花子（氏名）印」（←夫とは別の印）
なお、調停調書等に記載のある場合は不要です。

離婚届

平成28年5月4日届出
弥彦村 長 殿

	受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日
	送付 平成 年 月 日 第 号	長 印
	書類調査	戸籍記載
	記載調査	調査票
	附 票	住民票
		通 知

(よみかた) 夫 弥彦 太郎	(よみかた) 妻 弥彦 花子				
氏 名	弥彦 太郎	弥彦 花子			
生 年 月 日	昭和55年7月12日	昭和54年5月1日			
住 所	新潟県西蒲原郡弥彦村 大字矢作402 番地 号	新潟県燕市 吉田西木田1934 番地 号			
(住民登録をしているところ)					
(よみかた) 世帯主の氏名	弥彦 山男	弥彦 花子			
本 籍	新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦2621 番地 号				
(外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名 弥彦 太郎				
父 母 の 氏 名	夫の父 弥彦 山男	妻の父 矢作 春郎	続 続 続	続 続 続	
父 母 と の 続 続 続	母 海子	長 男	母 大戸 夏子	二 女	
(他の養父母は、その他の欄に書いてください)					
離 婚 の 種 別	<input type="checkbox"/> 協議離婚 <input checked="" type="checkbox"/> 調停平成28年4月29日成立 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日 確定		<input type="checkbox"/> 和解 年 月 日 成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日 認諾 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日 確定		
婚 姻 前 の 氏 に も ど る 者 の 本 籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる				
未 成 年 の 子 の 氏 名	新潟県三条市新堀1131 番地 号		筆頭者の氏名 矢作 花子		
夫が親権を行う子	弥彦 雪子				
同居の期間	平成元年4月から平成25年3月まで		(同居を始めたとき) (別居したとき)		
別居する前の住所	新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402 番地 号				
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者145） <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の従業員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者145） <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>（国勢調査の年→平成 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をすときだけ書いてください）</small>				
夫 妻 の 職 業	夫の職業		妻の職業		
その他					
届 出 人	夫 弥彦 太郎		妻 弥彦 花子 印		
署 名 押 印			弥彦 花子 印		
事 件 簿 番 号					
住 所 を 定 め た 年 月 日	夫 年 月 日		妻 年 月 日		
連 絡 先	電話 ()		自宅・勤務先 []・携帯		

記入の注意
鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
届書は、1通でさしつかえありません。
この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。
そのほかに必要なもの
調停離婚のとき→調停調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調書の謄本
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

⑦ 証 人 (協議離婚のときだけ必要です)

署 名 印	印	印
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所	番地 番 号	番地 番 号
本 籍	番地 番 号	番地 番 号

- ④未成年者がいる時は、調書等に親権者が記載されています。
- ⑤届出人が自署し、押印してください。
- ⑥日中連絡がとれる電話番号を記入してください。
- ⑦協議離婚以外は、証人は不要です。

※外国人の場合は、氏名は本国名（語）、生年月日は西暦、本籍は国名を記入してください。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものしるしをつけてください。
(面会交流)
取決めをしている。
まだ決めていない。
 (養育費の分担)
取決めをしている。
まだ決めていない。
 未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- ⑥ 署名は必ず本人が自署してください。
 - ⑥ 印は各自別々の印を押してください。
 - ⑥ 届出人の印をご持参ください。
- 未記入でも受理できます。